

## 松浦市地方卸売市場松浦魚市場 改正卸売市場法に

### 定める遵守事項以外の遵守事項（取引ルール）

改正卸売市場法（令和2年6月21日施行）では、法で義務付けられている遵守事項以外の取引ルールについては、卸売業者、仲卸買受人等取引参加者の意見を聴いた上で、卸売市場ごとに定めることができるようになりました。

当市場では、取引参加者へのアンケート調査や、市場関係者で組織する松浦魚市場運営委員会での協議結果等を踏まえ、下記のとおり取引ルールを定めています。

No.	項目	内容	定めた理由
1	受託拒否の禁止	卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除きその引き受けを拒んではならない。	公設市場として役割を果たすため
2	第三者販売の禁止	卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない（例外規定あり）。	卸売業者と買受人との役割を維持し、市場取引の秩序を図るため